令和８年（フ）第４１８３号
大阪府豊能郡豊能町光風台５丁目７番地の11
債務者　戸田　律子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０１号
大阪市住吉区遠里小野２丁目１番７号　211号
債務者　西岡佐美子（法定代理人成年後見人裏惠子）
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２４号
大阪市淀川区加島１丁目23番14号　ピッコロハイツ　203号、前住所大阪市淀川区加島１丁目30番１―208号
債務者　山田　勇気
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２７３号
大阪市鶴見区諸口１丁目７番５―501号
債務者　中筋　紗里
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８５号
大阪府八尾市小阪合町１丁目１番21号　柴本マンション203号、前住所大阪府八尾市老原６丁目60番地の54
債務者　林　亜希子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３５９号
大阪府吹田市川園町53番４号　(206)
債務者　住吉由美子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３９０号
大阪府交野市東倉治１丁目７番２―103号
債務者　野崎　光子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６３号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号　大阪府立障がい者自立センター、住民票上の住所大阪府東大阪市六万寺町３丁目３番２号
債務者　吉本　武志
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８１４号
神戸市灘区岩屋北町２丁目５番10―205号
債務者　山下　玉美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７６号
岡山市東区中川町500　ヴァグ201号、住民票上の住所岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4478番地２
債務者　室﨑　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０８号
岡山県高梁市奥万田町3901番地　リバティヒルＢ棟　103号室
債務者　布野　愛弥
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６号
山口県長門市仙崎1892番地１
債務者　福田　悠香
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第２７号
山口県長門市西深川3869番地１　田屋床市営住宅Ｄ棟102号室
債務者　早川　辰央
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第２３９号
佐賀市大和町大字川上4182番地
債務者　光岡　佑樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５２号
佐賀市東与賀町大字下古賀262番地第１
債務者　徳富富美子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６２号
石川県能美市緑が丘一丁目60番地
債務者　南戸　敦子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３５号
長野県飯田市鼎切石4763番地１（矢沢切石荘東１―１号）
債務者　宮下　幸代
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
長野地方裁判所飯田支部